

中井町インター周辺地区地区計画

1 都市計画決定年月日及び告示番号

昭和63年3月11日 中井町告示第11号
 平成8年2月26日 中井町告示第12号 変更
 平成30年4月1日 中井町告示第12号

2 都市計画決定の内容

名 称	中井町インター周辺地区地区計画	
位 置	足柄上郡中井町井ノ口字六斗山、字大的下、字堀添、字的、字大的、字横原、及び字上横原	
面 積	約19.6ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の 目標	本地区は、東名高速道路秦野中井インターチェンジに隣接しており、主として流通・工業施設等の用地として土地利用を図るため、組合施行の土地区画整理事業により、道路・公園等の公共施設及び宅地の整備を行う地区である。この基盤整備の効果を維持発展させるとともに、用途の混在による弊害の発生防止に努め、町の玄関口としてふさわしい、緑豊かな安全でゆとりとうるおいのある町づくりを行うことを目標とする。
	土地利用の 方針	流通・工業施設等の操業環境の保全及び用途混在による弊害の発生防止を図るため、それぞれの街区規模に合わせて住居系の土地利用等を制限する。 (1) 専ら流通・工業施設等の操業環境の保全を図る区域を「企業街区」とする。 (2) 主として流通・工業施設等の操業環境の保全を図る区域を「協調街区」とする。
	地区施設の 整備の方針	本地区は、土地区画整理事業により道路等の公共施設が合理的に配置されるので、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の 整備の方針	街区に応じて建築物の用途と最低敷地面積の制限を行うとともにかき又はさくは原則として生垣、ネットフェンス等とし、安全でうるおいのある町なみの形成を図る。 企業街区においては、建築物の屋根及び外壁の色彩を制限し、調和のある景観の形成に努める。 また、都市計画道路インター境線及び町道砂口線に面するのり面緑地の保全を図るとともに、宅地内の緑化に努める。

地区整備計画	建築物に関する事項	地区の区分	区分の名称	企業街区	協調街区 A	協調街区 B	協調街区 C	
			区分の面積	約 10.8 ha	約 3.5 ha	約 1.5 ha	約 2.6 ha	
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 共同住宅又は下宿 3 住宅又は長屋 4 住宅以外の用途を兼ねる住宅	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 共同住宅又は下宿 3 住宅又は長屋 4 住宅以外の用途を兼ねる住宅で延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する物	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 共同住宅又は下宿 3 住宅又は長屋 4 店舗 5 住宅以外の用途を兼ねる住宅で延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する物	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 共同住宅 3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4 建築基準法別表第 2(り)項第 1 号及び第 3 号に掲げる建築物		
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²	300 m ²	1,000 m ²	165 m ²		
		但し、土地区画整理事業の換地指定時の面積が、基準を下回る場合は、その画地の換地指定時の面積とする。						
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いたものとする。					
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、法令等の基準を満たすためやむを得ない場合を除き、生垣又はネットフェンス等とする。但し、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.4m 以下のもの、又は門柱にあってはこの限りではない。							

・「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」